

令和4年第2回定例会

総務企画常任委員会会議概要

委員長 大 矢 保

副委員長 山 崎 翔 一

1 開催日時 令和4年6月16日（木曜日）午前10時10分～午前10時49分

2 開催場所 第3・第4委員会室

3 審査案件

- 議案第88号 専決処分の承認について
（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 議案第90号 青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第95号 契約の締結について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）
- 請願第2号 子どもに係る国民健康保険税の均等割額軽減措置のさらなる拡充を求める請願

4 報告事項

（1）事故の報告について

○出席委員

委員 長 大 矢 保	委 員 山 脇 智
副委員 長 山 崎 翔 一	委 員 木 下 靖
委 員 軽 米 智雅子	委 員 丸 野 達 夫
委 員 万 徳 なお子	委 員 渋 谷 勲
委 員 秋 村 光 男	

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

総務部長 館 山 新	選挙管理委員会事務局長 山 谷 直 大
総務部理事 佐 藤 芳 之	監査委員事務局長 太 田 綾 子
企画部長 織 田 知 裕	総務部次長 工 藤 拓 実
企画部理事 奥 崎 文 昭	総務部参事 村 上 靖
税務部長 川 村 敬 貴	税務部次長 柴 田 一 史
浪岡振興部長 三 浦 大 延	総務課長 竹 内 巧
会計管理者 柿 崎 哲 男	関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 木 村 結 衣

議事調査課主査 柿 崎 良 輔

議事調査課主事 笹 雄 貴

○大矢保委員長 皆さんおはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) ただいまから、総務企画常任委員会を開会いたします。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案 5 件及び請願 1 件の計 6 件について、ただいまから審査をいたします。

最初に、議案第 88 号「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」を議題といたします。

本案に対する説明を税務部長から求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 おはようございます。「おはようございます」と呼ぶ者あり) 議案第 88 号「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」御説明申し上げます。

資料 1 の 1 を御覧ください。

令和 4 年度税制改正大綱を踏まえ、去る令和 4 年 3 月 22 日に地方税法等の一部を改正する法律案が成立し、同年 3 月 31 日に公布されたことから、令和 4 年 4 月 1 日から施行される部分のうち、緊急を要するものについて、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年 3 月 31 日に専決処分により青森市市税条例の一部を改正する条例を制定したものであります。

当該資料は、専決処分を行った後、去る令和 4 年 4 月 6 日に全議員に配付したものと同様のものであります。

改めて、専決処分による改正項目について御説明申し上げます。

資料 1 の 2、専決処分による条例改正をした項目は、土地に係る固定資産税の負担調整措置に係るものであります。この措置は、市町村間・土地間の評価額のばらつきを均衡化するため、地価公示価格の 7 割を評価額の目途——なお、商業地等は 6 割とされております——とし、なだらかに課税標準額を上昇させ、税負担の不均衡を是正していく措置であります。

令和 3 年度の条例改正においては、納税者の負担感に配慮する観点から、当該年度に限り、地価上昇により税額が増加する土地について、令和 2 年度の税額に据え置く特別な措置を講じたところでありましたが、今回、令和 4 年度の条例改正においては、景気改善に万全を期すため、負担調整措置について、激変緩和の観点から、当該年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を現行評価額の 5 % としているものを 2.5 % とする特別な措置を講ずるものです。

条例の関係規定につきましては、資料 2 の新旧対照表に記載のとおりです。

以上、議案第 88 号「専決処分の承認について（青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について）」御説明申し上げます。何とぞ、慎重御審議の上、御承認を賜りますようお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。木下委員。

○木下靖委員 ちょっと現状を確認したいんですけども、本市の商業地において、

最近、評価額が上昇した例というのはありましたか。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 浜田地区の商業区域で3筆該当になっておりまして、その影響額というのは、大体117万円くらいでありました。

○大矢保委員長 よろしいですか——はい。ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、承認すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第88号は、承認すべきものと決しました。

次に、議案第90号「青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を税務部長から求めます。税務部長。

○川村敬貴税務部長 議案第90号青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料1を御覧ください。

「1 制定理由」であります。今回の改正は、令和4年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、青森市市税条例等において改正が必要な項目について改正しようとするものであります。

それでは、主な改正項目6点について、順次、御説明申し上げます。

1点目は、資料1ページ、2の「(1)住宅ローン控除の見直しに係る個人住民税の対応」についてであります。

住宅ローン控除は、住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除し切れなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置であります。

このたびの改正においては、まず、住宅ローン控除適用期限を令和3年12月31日とされていたものを、令和7年12月31日まで4年延長し、その上で、控除率を住宅ローン年末残高の1%から0.7%に、適用対象者の所得要件を3000万円以下から2000万円以下に引き下げることとされたものであります。また、控除期間が、原則10年から、新築住宅の場合は13年に上乘せ措置が講じられたほか、住民税控除限度額が、所得税課税総所得金額等の7%、最高13万6500円から、所得税課税総所得金額等の5%、最高9万7500円に引き下げられたものであります。

なお、今回の措置による個人住民税の減収分につきましては、地方特例交付金により、全額国費で補填されることとなっております。

2点目は、「(2)国民健康保険税の賦課限度額の見直し」についてであります。

国民健康保険税は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税

額の合算額を賦課限度額の範囲内において課税することとされております。

このたびの改正では、中間所得者層の負担に配慮する観点から、基礎課税額に係る賦課限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を19万円から20万円にそれぞれ引き上げ、介護納付金課税額に係る賦課限度額17万円と合わせた賦課限度額の合計額を99万円から102万円にしようとするものであります。

続いて、資料の2ページを御覧ください。

3点目は、「(3) その他の制度改正」の「①上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し」についてであります。

上場株式の配当等の金融所得は、これまで、所得税と市民税において、申告不要、総合課税または申告分離課税の中から、それぞれ異なる課税方式の選択が可能とされてきておりました。このため、所得税では総合課税を選択し、市民税では申告不要を選択することにより、所得税における所得と、市民税における所得が一致せず、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料等の算定基礎となる所得に上場株式等の配当所得が反映されないといった不公平な事例が生ずることがありました。

このたびの改正は、公平性の観点から、金融所得課税について、所得税と市民税の課税方式を統一し、令和6年度以後の市民税に適用するとされたものであります。

4点目は、「②下水道除害施設に係る課税標準の特例措置の見直し」についてであります。

下水道除害施設とは、工場やガソリンスタンド等が、下水道施設に害を及ぼすレベルの有害物質を下水道に流す前に除去するため、下水道管理者に届出をして設置するものであります。当該施設に係る固定資産税につきましては、各自治体の条例で課税標準の特例率を決定できる、いわゆる「わがまち特例」が設定されており、本市においても特例率を規定しているところであります。

このたびの改正は、特例率の対象の見直しとして、令和4年4月1日以後に供用された公共下水道排水区域において、供用開始前から事業を行う方で、下水道除害施設を設置する方とされたほか、課税標準の特例率の見直しとして、参酌基準が4分の3から5分の4に引上げとなったものであります。この改正を受け、本市が条例で定める特例率を、国の参酌基準と同率の5分の4にしようとするものであります。

なお、参考までに、本市では特例率を規定しておりますものの、これまで適用した実績はありません。

続いて、資料の3ページを御覧ください。

5点目は、「③省エネ改修を行った既存住宅に係る固定資産税額の減額措置の対象等の見直し」についてであります。

一定の省エネ改修工事が行われた既存住宅につきましては、1年度分に限り、固定資産税額の3分の1を減額する措置を講じているところであります。

このたびの改正では、減額措置の対象住宅が、平成 20 年 1 月 1 日以前から所在する住宅から、平成 26 年 4 月 1 日以前から所在する住宅に拡大されるとともに、より良質な省エネ改修を支援する観点から、対象となる工事内容に、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器及び太陽熱利用システムの設置を追加しつつ、工事費用が 60 万円を超えるものに引き上げることとされ、これらの見直しを行った上で、減額措置の適用期限を令和 6 年 3 月 31 日まで 2 年延長することとされたものであります。また、減額措置の対象となる工事内容の追加に伴う語句の改正がありましたことから、条例におきましても、同様の語句の整理をしようとするものであります。

6 点目は、「④固定資産課税台帳記載事項証明書等における DV 被害者等に対する措置」についてであります。

固定資産課税台帳は、固定資産の状況及び固定資産の価格を明らかにするためのものであり、所有者の氏名、住所等が登録されております。

このたびの改正では、固定資産課税台帳に登録されている住所が明らかにされることにより、人の生命または身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合、いわゆる DV 被害等に遭われている場合には、その方の住所を削除した固定資産課税台帳記載事項証明書を交付できることや、当該台帳を閲覧させることができることとされたところであります。また、DV 被害等に遭われている方が、被害に遭っていることを登記所に申し出た場合には、登記所から市にその旨通知されることとなり、当該通知があったときは、市は、固定資産課税台帳記載事項証明書に、登記所から通知される住所に代わる事項を記載しなければならないこととされたものであります。この改正を受け、固定資産課税台帳記載事項の証明に係る手数料等が規定されております青森市手数料条例について、所要の改正をしようとするものであります。

主な改正項目については以上のとおりであります。これらの改正のほか、引用する法律における規定の整備等に伴う改正や、条項ずれ等に伴う改正について、所要の整備を行うものであります。

条例のこれらの関係規定につきましては、資料 2 の新旧対照表に記載のとおりであります。

以上、議案第 90 号青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありますか。木下委員。

○木下靖委員 先ほど、下水道除外施設に係る課税標準の特例措置の見直しという件で税務部長から説明いただきましたけれども、これは、先ほど、税務部長は固定資産税というふうに言われたかと思うんですが、固定資産税なんですね。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 償却資産になります。

○大矢保委員長 木下委員。

○木下靖委員 ということは、いわゆる不動産等の固定資産税ではなくて、下水道除外施設とその設備に係るものというふうに考えてよろしいですか。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 固定資産税には、土地と家屋と償却資産の3つがありまして、そういう意味で、償却資産も固定資産税でありまして、具体的には、油ですとか、そういったものを除去する設備、機械等がこれに含まれるということになります。

○大矢保委員長 よろしいですか。ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第93号「青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を消防長から求めます。消防長。

○佐藤芳之総務部理事 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第93号青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」につきまして御説明いたします。

年金給付を受ける権利を担保とする貸付け事業を廃止することなど、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部が改正されましたことに伴いまして、青森市消防団員等公務災害補償条例の一部改正を行うものです。

「2 改正の概要」につきましては、第3条第2項アンダーライン部分のただし書を削除するもので、傷病補償年金や年金である障害補償年金もしくは遺族補償を受ける権利を日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫に担保できることを廃止するものです。

「3 施行期日」につきましては、公布の日から施行するものであります。

「4 その他」といたしましては、現在、本市において遺族補償年金受給者2名、障害補償年金受給者1名の計3名が受給しておりますが、日本政策金融公庫または沖縄振興開発金融公庫に担保に供している方はおりません。

以上、議案第93号青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の

制定につきまして御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます

以上でございます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 93 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 94 号「青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を総務部長から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第 94 号青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

資料 1 を御覧ください。

令和 4 年 9 月 24 日に財産区議員の任期満了日を迎えます浅虫財産区議会では、貸付等の収入が少なく、予算規模が減少し、持続的な運営が難しくなっていることなどから慎重に協議を重ね、その結果、財産区議会を廃止し、財産区管理会へ移行すべきとの結論に達したところであります。

このことから、令和 4 年第 1 回青森市浅虫財産区議会定例会におきまして、青森市浅虫財産区議会設置条例を廃止する条例を可決し、浅虫財産区議会は、令和 4 年 9 月 25 日をもって廃止することとなったため、所要の改正を図るものであります。

具体的には、資料 2 の新旧対照表を御覧ください。

1 ページの青森市財産区管理会設置条例につきましては、改正前の同条例第 2 条第 21 号の次に「浅虫財産区 委員 7 人」を 1 号加えようとするものであります。

2 ページですが、青森市財産区特別会計条例につきましては、先ほど申し上げましたように、令和 4 年 9 月 25 日をもって青森市浅虫財産区議会が廃止となることに伴い、青森市浅虫財産区特別会計条例を廃止するとともに、青森市財産区特別会計条例本則第 38 号の次に「青森市浅虫財産区特別会計 青森市浅虫財産区」を 1 号加えようとするものであります。

施行期日は、令和 4 年 9 月 25 日を予定しております。

以上、議案第 94 号青森市財産区管理会設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。丸野委員。

○丸野達夫委員 廃止理由で、貸付収入が少なくとおっしゃったんですが、どの程度の貸付収入で、また、予算規模も減少傾向にあるというんですが、どのくらい減少したのかお聞かせいただければ。

○大矢保委員長 総務部長。

○館山新総務部長 ちょっとお待ちください。

すみません、お待たせいたしました。浅虫財産区の財政状況ですけれども、財政規模が 1220 万円で、収入ですけれども、貸付収入として 46 万 6000 円ほど計上しております。

○丸野達夫委員 ありがとうございます。

○大矢保委員長 よろしいですか。

〔丸野達夫委員「はい」と呼ぶ〕

○大矢保委員長 他に質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第 94 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 95 号「契約の締結について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）」を議題といたします。

本案に対する説明を総務部長から求めます。総務部長。

○館山新総務部長 議案第 95 号「契約の締結について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）」について御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

工事の名称及び場所については、資料に記載のとおりです。

工事概要につきましては、鉄筋コンクリート造 2 階建、延床面積 1592.35 平方メートルの建築一式工事であり、工期につきましては、令和 5 年 10 月 25 日までとなっております。

入札結果につきましては、去る令和 4 年 4 月 21 日に総合評価落札方式による一般競争入札を執行した結果、予定価格内で落札されましたので、佐々木・相互特定建設工事共同企業体と 7 億 8100 万円で契約を締結しようとするものであります。

なお、参考資料として、入札執行票及び公告を添付しております。

以上、議案第 95 号「契約の締結について（青森市立西中学校屋内運動場改築工事）」について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い

ろしくお願い申し上げます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 御異議なしと認めます。

よって、議案第95号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第2号「子どもに係る国民健康保険税の均等割額軽減措置のさらなる拡充を求める請願」を議題といたします。

この請願について、市当局の意見等を求めたいと思います。税務部長。

○川村敬貴税務部長 請願第2号「子どもに係る国民健康保険税の均等割額軽減措置のさらなる拡充を求める請願」につきまして、請願に関する税務部の考え方を御説明申し上げます。

請願事項は、「国民健康保険税の均等割額軽減措置をさらに拡充すること」であります。

子どもに係る国民健康保険税の均等割額軽減措置については、国において、令和2年5月29日、子育てに係る経済的負担の軽減を図るため、子どもの数に応じた国民健康保険税の負担軽減を行う地方公共団体への支援を着実に実施することが閣議決定されたことを受け、令和3年6月4日、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、令和4年4月1日から施行されることとなったところであります。

これを受けまして、本市においては、令和4年第1回市議会定例会において、青森市市税条例の一部を改正する条例の制定について御議決を賜り、令和4年4月1日から施行しているものであります。

その内容は、国民健康保険加入全世帯における小学校に入学する前の子どもについて、国民健康保険税の均等割額の5割を公費により軽減するものであり、国民健康保険税の法定軽減の有無にかかわらず対象となります。具体的には、法定軽減なしの場合は5割軽減となり、法定軽減7割・5割・2割の対象者の場合は、残りの半額が軽減されることにより、それぞれ合計で、7割軽減の場合は8.5割の軽減、5割軽減の場合は7.5割の軽減、2割軽減の場合は6割の軽減としております。

子どもに係る均等割額の軽減制度の導入による国民健康保険税の減収分については、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1を負担することとされており、このうち市町村負担分については、地方交付税措置により全額補填されるものであります。

国民健康保険税均等割額の軽減措置を本市が独自に、一律に拡充した場合の保険税の減収分については、国等からの公費による補填を受けることができないため、本市の国民健康保険事業の収支を大幅に悪化させることとなります。この保険税減収分を青森市国民健康保険事業財政調整基金の取崩しにより補うとすれば、いずれは、基金の減少により、突発的に発生する事態に対処できなくなるおそれがあります。また、一般会計からの繰入金は、国からの通知に明示されている決算補填目的のための法定外一般会計繰入金に該当し、市町村において削減、解消すべき赤字とされ、国・県からの各種交付金の交付額が大幅に減額されることとなります。

いずれにしても、本市が独自で一律に均等割額の軽減措置を行うことは、国保財政を逼迫させ、結果として、税率を引き上げざるを得ない状況となるものと考えております。

一方、国においては、令和2年5月29日に、新しい令和の時代にふさわしい少子化対策として、多様化する子育て家庭の様々なニーズに応える支援などを柱とした少子化社会対策大綱を策定しており、また、昨日、子ども政策の司令塔となる子ども家庭庁の設置法案が参院本会議において成立いたしました。こうした中、子どもに係る国民健康保険税の均等割額軽減措置のさらなる拡充について、令和3年度においては中核市市長会、全国市長会等において国に対して要望しており、今年度も既に中核市市長会等において要望しております。

本市としては、市独自に拡充を図ることは考えておらず、子育て世代の負担軽減を図るためには、国の責任において制度の拡充をすべきと考えており、引き続き、全国市長会、中核市市長会等を通じて要望をしていくこととしております。

以上でございます。

○大矢保委員長 これより質疑を行います。御質疑ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 今の税務部長の説明のうち、よく分からなかったのが、地方自治体の――青森市の減収分を、国から本来は交付金をもらえるはずなんだが、受けられないという説明がありましたね。ちょっとそこが、理由がよく分からなかったもので、分かりやすく御説明いただきたいです。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 国民健康保険事業は、国が策定する国民健康保険運営方針策定要領に基づいて、県が、青森県の場合であれば青森県国民健康保険事業運営方針を策定し、県で40市町村に通知をして、全県統一的に運用しているところであります。

その中で、国の支援措置としては、国が今行っている軽減については、市町村の財源、税収を減少させることにつながりますので、市町村の責任とするものではなくて、国が政策として行っている部分については、国が財源補填をする。こういうふうな制度設計がなされております。

それを、例えば、このたびの請願のように、青森市が、その基準を超えてさらに

独自に、一律に、軽減を拡充するということになりますと、本来、収入として入ってくる国民健康保険税が減収となることになりまします。その減収となる部分が、国保事業に影響を与えるというようであれば、例えば、今、幾ばくか積立てした基金がありますけれども、当面の間は、積立てを取り崩して運用ということもありますでしょうし、その基金がなくなれば、国保事業の運営が成り立たなくなりますので、一般会計——国民健康保険税を納めている方以外の税を国民健康保険事業に入れなければならないという事態になろうかと思ひます。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 今年度4月に施行された、就学前の子どもの5割部分のところは国から出るけれども、さらに市が独自で上乘せすると、国からは来ないと。そういう御説明だったんですね。なので、国に対する要望をしているということのようですが、今の説明ですと、国への要望については賛同いただけるということによろしいのでしょうか。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 先ほどの説明でも申し上げましたとおり、全国1741の自治体は、人口も減少してきておりまして、税収が先細っているという、私どもと同じような状況にあります。

その税収が先細っている中で、独自に税収を軽減するというふうな措置を取り、それによって国からのペナルティー——交付金を得られなくなるとか、補填が得られなくなるといふことを行うには、地方の一自治体として行うにはあまりにも負担が大きすぎますことから、全国知事会、全国市長会、中核市市長会、そして町村会も、一致団結してといいますか、歩調を合わせて、国のほうに強力に要望している。これが現状であります。

以上でございます。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 私も、国がやるべきだと思います。

ただ、このたびの請願は、独自にということが殊さらに強調されているわけでもないわけですが、現在、その4月からの入学時から——半分軽減されるということに対して、現状、全国知事会の要望とは整合性は合っているのでしょうか。

○大矢保委員長 税務部長。

○川村敬貴税務部長 全国の自治体におきましては、現在、国で軽減している未就学児童に対する、所得制限——所得の状況を問わず、法定軽減を受けている方に対しても半額を減額するというこの内容だけでは不十分というふうな認識を示しておりまして、これを、例えば、未就学児童、小学生も含めて、子どもについては均等割をさらに軽減する、もしくは、なしにする。または、これと併せて医療費も、国のほうで、子どもに対する医療費は無償とするというふうなことをやってくれというふうな要望を、一緒に強力に行っているところであります。

○大矢保委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 全国知事会も4月からの制度では不十分だと言っているということですね。

それで、実際、未就学児にとどまっているわけですから、小学校入学のときに国保料がアップするということになりますね。それでも、今までよりは、未就学児までは国保料が減免されるわけですから、それは一歩前進だったと思います。これまで粘り強く運動された方の頑張りがあったと思います。

ただ、入学したときにおめでとうと言えないというのは大変不十分だと私も思いますし、ここでは、さらに拡充することという、そういう気持ちを請願に込められていると思います。少子化対策、子育て支援、段階的に広げていくという意味では大事な請願だと思いますので、私は採択を主張します。

○大矢保委員長 ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決をいたします。

本請願については、採択すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 本請願については、御異議がありますので起立により採決をいたします。

請願第2号については、採択すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○大矢保委員長 起立少数であります。

よって、請願第2号は、不採択とすべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

(審 査 終 了)

○大矢保委員長 次に、報告事項に入ります。

最初に、「事故の報告について」報告を求めます。総務部長。

○館山新総務部長 管財課職員の公用車運転中に発生いたしました事故について、お手元の資料に基づき御説明申し上げます。

事故の発生につきましては、令和4年4月25日午前9時15分頃、市内浪岡大字女鹿沢字野尻、株式会社KASAKO——こちらの会社は就労移行支援事業所となりますけれども、そちらの駐車場にバックで駐車を試みたところ、目測誤りにより駐車場内のブロック縁石に左後方タイヤハウス部分を接触させ、ブロック縁石の一部を破損させたものであります。

今回の事故による被害につきましては、相手方のブロック縁石の一部を損傷させたことから、現在、相手方と示談交渉中であります。

今回の事故は、運転手の注意不足が主な原因で発生したものであります。公用車の運転に際しましては、事故防止のため細心の注意を払うよう職員に対し周知してきたところであり、改めて、安全運転・安全確認の徹底を呼びかけ、事故の再発防止に向けて、努めてまいりたいと考えております。

なお、損害賠償につきましては、市が加入している全国市有物件災害共済にて対応してまいります。

報告は以上となります。

○大矢保委員長 ただいまの報告について御意見ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないようですので、この際、ほかに理事者側から報告事項などありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 また、委員の皆さんから何か御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○大矢保委員長 ないようですので、以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の委員会を閉会いたします。御苦労さまでした。

(会 議 終 了)